

## エ 退院地及び指定通院医療機関の内定

- 入院地保護観察所は、上記ウの調整結果に基づき、退院地を内定する。
- 地方厚生局は、生活環境の調整の進捗や下記力の外出・外泊の結果も踏まえつつ、退院地保護観察所と協議して、あらかじめ当該対象者の退院後の通院医療を担当する指定通院医療機関を内定する。

## オ 処遇の実施計画案の作成

- 退院地保護観察所は、調整の進捗に応じ、退院後の地域社会における処遇に携わる関係機関等とケア会議を開催するなどして協議の上、退院後の処遇の実施計画案を作成する。この場合、退院地保護観察所は、退院後に必要となる処遇に関し、あらかじめ指定入院医療機関と協議する。
- 指定通院医療機関は、必要な診療情報を指定入院医療機関より入手するとともに、指定入院医療機関と連携して、退院後に必要となる医療の内容について検討する。
- 退院地保護観察所は、退院後に必要となる精神保健観察の内容、関係機関相互間の連携確保のための具体的方策について検討する。
- 都道府県・市町村等の設置する専門機関は、当該対象者の入院医療を担当する指定入院医療機関及び保護観察所の意見並びに当該地域における精神障害者に対する精神保健福祉サービスの実情等を踏まえ、それぞれの機関において提供することのできる精神保健福祉サービス等の援助の内容について検討する。
- 退院地保護観察所は、指定通院医療機関、都道府県、市町村等と協議の上作成した処遇の実施計画案を入院地保護観察所に送付するほか、対象者への説明の機会を設け、その同意を得るよう努める。
- 入院地保護観察所は、処遇の実施計画案に関し、必要に応じ指定入院医療機関と協議して、その状況を退院地保護観察所に通知する。

## カ 外出・外泊時の対応

- 指定入院医療機関は、退院地への外出・外泊を行うに当たっては、あらかじめ、保護観察所にその旨を連絡する。外出・外泊の終了時についても、同様とする。
- 外出・外泊時には、指定入院医療機関による医学的管理のもと、必要に応じ、